吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2020 年 1 月 27 日

株式会社インタースペース

2020年１月27日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社インタースペース
代表取締役社長　河端　伸一郎

当社は、当社の100%子会社である株式会社ＴＡＧ　ＳＴＵＤＩＯ（以下「承継会社」といいます。）との間で2020年１月21日に吸収分割契約を締結し、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする会社分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、当社のアフィリエイトサイト運営にかかる全サイト（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させることといたしました。

本吸収分割に係る事項は、下記のとおりです。

１．吸収分割契約の内容（会社法第782条第１項）

別紙１に記載のとおりであります。

２．本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第１号）

本吸収分割により承継する資産、負債が無いため、また、承継会社は当社の完全子会社であるため、株式、金銭等の交付をいたしません。

３．吸収分割承継株式会社についての事項（会社法施行規則第183条第４号）

承継会社の最終事業年度にかかる貸借対照表の内容は別紙２のとおりであります。なお、承継会社について最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

４．吸収分割株式会社についての事項（会社法施行規則第183条第５号）

該当事項はありません。

５．債務の履行の見込に関する事項（会社法施行規則第183条第６号）

（１）当社における債務の履行の見込みについて

当社の2019年９月30日現在の貸借対照表における資産の額および負債の額は、それぞれ金8,423百万円および3,491百万円であり、その後これらの金額に重大な変動は生じておりません。また、本吸収分割の効力発生日までに当社の収益状

況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に重大な支障を及ぼす事態は現在のところ予測されておりません。

以上により、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、当社の債務については、本吸収分割効力発生日以後も債務の履行の見込みがあると判断いたします。

（２）承継会社における債務の履行の見込みについて

承継会社の 2019 年９月 30 日現在の貸借対照表における資産の額および負債の額は、それぞれ 117 百万円および 45 百万円であり、その後これらの金額に重大な変動は生じておりません。また、本吸収分割の効力発生日までに承継会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に重大な支障を及ぼす事態は現在のところ予測されておりません。

以上により、本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産の額は負債の額を上回る見込みであり、また、本吸収分割により当社から承継会社に承継する債務については、当社が重畳的に債務を引き受けます。

よって、承継会社の債務については、本吸収分割効力発生日以後も債務の履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙１

吸収分割契約書

株式会社インタースペース（以下「分割会社」という。）と株式会社ＴＡＧ　ＳＴＵＤＩＯ（以下「承継会社」という。）とは、分割会社のアフィリエイトサイト運営にかかる全サイト（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

分割会社は、本契約の定めるところに従い、本吸収分割により、本件事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第２条（商号および住所）

本吸収分割にかかる分割会社ならびに承継会社の商号および住所は次のとおりである。

（１）吸収分割会社

商号：株式会社インタースペース

住所：東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

（２）吸収分割承継会社

商号：株式会社ＴＡＧ　ＳＴＵＤＩＯ

住所：東京都渋谷区代々木三丁目２４番４号

第３条（本吸収分割により承継する権利義務に関する事項）

１．承継会社が本吸収分割により分割会社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙の「承継権利義務明細表」のとおりとする。

２．本吸収分割により、分割会社から承継会社に対する債務および義務の承継は、すべて重畳的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務および義務について、分割会社が履行その他の負担をしたときは、分割会社は承継会社に対し、その負担の全部を求償することができる。

第４条（本吸収分割に際して交付する株式、金銭等）

本吸収分割により承継する資産、負債が無いため、また、承継会社は分割会社の完全子会社であるため、株式、金銭等の交付をおこなわないものとする。

第５条（増加すべき乙の資本金および準備金）

承継会社は、本吸収分割により資本金および資本準備金を増加させない。また、その他資本剰余金およびその他利益剰余金は会社計算規則第 38 条第２項に定める額とする。

第６条（吸収分割契約承認総会の省略）

１．分割会社は、会社法第 784 条第２項の規定により、同法第 783 条第１項に定める株主総会の承認を得ることなく、本吸収分割をおこなう。

２．承継会社は、会社法第 796 条第１項の規定により、同法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ることなく、本吸収分割をおこなう。

第７条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2020 年３月２日とする。ただし、本吸収分割の手続の進行に応じ必要があるときは、分割会社と承継会社は、協議のうえ効力発生日を変更することができる。

第８条（競業避止義務）

分割会社は、承継会社に対して、効力発生日以降も本件事業について一切の競業避止義務を負わないものとする。

第９条（本吸収分割の条件の変更および本計画の中止）

分割会社および承継会社は、効力発生日までの間において、天変地異その他の事由により分割会社の資産状態もしくは経営状態に重大な変更が生じた場合、または本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本吸収分割の目的達成が困難となった場合、本契約書の内容を変更し、または本吸収分割を中止することができる。

第１０条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に必要な事項については、本契約の趣旨にしたがい、分割会社と承継会社の協議により定めるものとする。

本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、分割会社と承継会社がそれぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

2020 年１月 21 日

分割会社：東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社インタースペース
代表取締役社長　河端　伸一郎

承継会社：東京都渋谷区代々木三丁目２４番４号
株式会社ＴＡＧ　ＳＴＵＤＩＯ
代表取締役社長　石橋　知幸

別紙

承継権利義務明細表

承継会社は、本吸収分割効力発生日において、分割会社から本件事業に関する以下の資産、債務、契約その他の権利義務を承継する。

１．承継する資産

ウェブドメイン１５件（ただし、分割会社における簿価は０円）

２．承継する債務

上記ウェブドメインに関する契約（なお、分割時に承継する債務金銭は存在しません。）

３．承継する雇用契約

本吸収分割の効力発生日において本件事業に従事する分割会社の従業員の雇用契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務は承継会社に承継されず分割会社にとどまる。

４．承継する契約その他の権利義務等

本件事業に関して分割会社が締結したあるいは過去に承継した業務委託契約、請負契約、準委任契約その他の本件事業に関する契約上の地位および権利義務（上記１及び２において分割会社から承継会社に承継されない資産または債務に係る契約を除く。）また、これらの契約のうち、分割会社の本件事業以外の事業に関わる部分を含む契約については、本件事業に関わる部分についてのみ承継される。

別紙２

第１期決算公告

令和元年12月19日

東京都渋谷区代々木三丁目24番４号

株式会社ＴＡＧ　ＳＴＵＤＩＯ

代表取締役　石橋　知幸

貸借対照表の要旨（令和元年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	114,947
	固定資産	2,263
	資産合計	**117,210**
負債及び純資産の部	流動負債	45,764
	負債合計	**45,764**
	株主資本	71,445
	資本金	30,000
	利益剰余金	41,445
	その他利益剰余金	41,445
	（うち当期純利益）	（41,445）
	純資産合計	**71,445**
	負債・純資産合計	**117,210**